

平成28年4月1日
地方独立行政法人 那覇市立病院

女性活躍推進法に基づく情報公表

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院において、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間

平成28年4月1日 から 平成30年3月31日までの 2年間

2. 当法人の課題

女性の産前産後休業・育児休業の取得者が多く、かつ復職した場合、短時間勤務や日勤専従の希望者が多い。復職する所属現場では多数の希望者が同時に発生すると夜勤が組みにくい等、シフト勤務が組みにくい現状にある。

そのため、希望する勤務体制に対応できるよう、また休業期間によるブランクを緩やかに解消できるように勤務調整担当者を設ける。

3. 目標

- (1) 看護部内に勤務調整担当者を配置する。
- (2) 勤務調整を経た復職者を年間15名以上とする。

以上